

指定居宅介護支援

重要事項説明書



当事業所は介護保険の指定を受けています。
(平塚市指定事業者 No.1472000072)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの暫定利用は可能です。

1. 事業所経営法人の概要

1	法人名	社会福祉法人つちや社会福祉会
2	法人所在地	神奈川県平塚市土屋 2 1 9 6 - 1
3	電話番号	0 4 6 3 - 5 8 - 6 6 7 7
4	代表者氏名	理事長 水島 圭一
5	設立年月日	昭和 4 9 年 4 月 2 5 日

2. ご利用事業所の概要

1	事業所の種類	指定居宅介護支援事業所・平成 1 1 年 9 月 1 日指定 神奈川県第 1 4 7 2 0 0 0 0 7 2 号
2	事業所の目的	指定居宅介護支援事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、居宅介護支援サービスを提供します。
3	事業所の名称	ローズヒルケアセンター
4	事業所の所在地	神奈川県平塚市土屋 2 1 9 8 - 7
5	電話番号	0 4 6 3 - 7 3 - 6 6 3 9
6	管理者氏名	柏原 薫
7	当事業所の運営方針	運営規程 第 2 条
8	開設年月	平成 1 2 年 4 月 1 日
9	営業日・営業時間	営業日 月曜日～金曜日（但し、祭日と 12/30～1/3 を除く） 営業時間 8：30～17：30
10	サービス実施地域	平塚市 ※上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員
管理者	1 名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	常勤専任（ ）名 常勤兼務（ ）名 非常勤専任（ ）名

4. サービス利用料金及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、全額介護保険からの給付となり契約者の負担はありません。
尚、介護保険より給付される項目と金額は下記の通りです。

項目	サービス単位数	介護保険給付額	ご利用者負担額
居宅介護支援費 I i (要介護 1・2)	1,086	11,620 円	0 円
居宅介護支援費 I i (要介護 3・4・5)	1,411	15,097 円	0 円
居宅介護支援費 I ii (要介護 1・2)	544	5,820 円	0 円
居宅介護支援費 I ii (要介護 3・4・5)	704	7,532 円	0 円
居宅介護支援費 I iii (要介護 1・2)	326	3,488 円	0 円
居宅介護支援費 I iii (要介護 3・4・5)	422	4,515 円	0 円
居宅介護支援費 II i (要介護 1・2)	1,086	11,620 円	0 円
居宅介護支援費 II i (要介護 3・4・5)	1,411	15,097 円	0 円
居宅介護支援費 II ii (要介護 1・2)	527	5,638 円	0 円
居宅介護支援費 II ii (要介護 3・4・5)	683	7,308 円	0 円
居宅介護支援費 II iii (要介護 1・2)	316	3,381 円	0 円
居宅介護支援費 II iii (要介護 3・4・5)	410	4,387 円	0 円
特定事業所加算 I	519	5,553 円	0 円
特定事業所加算 II	421	4,354 円	0 円
特定事業所加算 III	323	3,456 円	0 円
特定事業所加算 (A)	114	1,219 円	0 円
特定事業所医療介護連携加算	125	1,337 円	0 円
入院時情報連携加算 入院当日中	250	2,140 円	0 円
入院時情報連携加算 3 日以内	200	1,070 円	0 円
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,280 円	0 円
退院・退所加算カンファレンス参加なし 1 回目	450	4,815 円	0 円
退院・退所加算カンファレンス参加なし 2 回目	600	6,420 円	0 円
退院・退所加算カンファレンス参加あり 1 回目	600	6,420 円	0 円
退院・退所加算カンファレンス参加あり 2 回目	750	8,025 円	0 円
退院・退所加算カンファレンス参加あり 3 回目	900	9,630 円	0 円
緊急時カンファレンス加算 月 2 回まで	200	2,140 円	0 円
初回加算	300	3,210 円	0 円
通院時情報連携加算	50	535 円	0 円
委託連携加算	300	3,210 円	0 円

(1 単位=10.70 円)

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域（平塚市）を越える地域に訪問する必要がある場合には、その旅費(実費)をご負担いただきます。

ご自宅から実施地域間が対象となります。 片道 1 k mにつき… 5 0 円

5. サービス内容に関する相談・苦情の受付について

- (1) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は下記の窓口で受け賜ります。

連絡先	電話番号	0463-73-6639
	FAX番号	0463-58-6918
相談・苦情受付担当	管理者	柏原 薫
受付時間		8:30～17:30

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

平塚市役所 介護保険課	所在地	平塚市浅間町9-1
	電話番号	0463-21-8790
	FAX	0463-21-9742
	受付時間	平日8:30～17:00
国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	0570-022-110
	受付時間	平日8:30～17:15

6. 緊急時の対応と損害賠償について

- (1) 居宅介護支援の実施に際して、契約者の怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行ないます。
- (2) 居宅介護支援の実施にあたって、当事業者の過失により契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、当事業所が加入する損害保険の範囲において速やかにその損害賠償をいたします。

7. 守秘義務等について

- (1) 業務上知り得た契約者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ個人情報使用同意書により契約者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を使用させていただきます。

8. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせて頂きます。そのために、入院、受診時等に、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。

9. ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保に関する法律 第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活充実に係る法律 第30条の2第1項の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族が職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

10. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症の発生又はまん延防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

11. 虐待の防止と身体拘束の禁止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止の等のために必要な措置を講じます

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 虐待に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 柏原 薫
-------------	----------
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) サービス利用中に、当該事業従事者または擁護者（現に養護している家族・親族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。
- (6) 当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。
ご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

12. 契約締結からサービス提供の流れ

契約締結からサービス提供の流れは次の通りです。

要介護認定結果通知に基づき、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を居宅介護支援事業者に申し込みます。契約締結を行います。



介護支援専門員が面接にて相談を受け、状態を聞き取り、解決すべき課題を把握（アセスメント）します。そのうえで居宅サービス計画（ケアプラン）の原案を作ります。



契約者、その家族、介護支援専門員と、契約者が選んだサービス機関とで意見交換（サービス担当者会議）を行い、介護支援専門員がサービス機関との調整を行います。



介護支援専門員が契約者、家族へ説明し、同意により、居宅サービス計画（ケアプラン）が決定し、サービスの提供が開始されます。



介護支援専門員が契約者のご自宅に月1回訪問、面接にて、計画の実施状況を把握（モニタリング）して、記録を行います。サービスの調整の必要性があれば、調整、変更を行います。

13. 質の高いマネジメントの提供

同一事業所提供割合について

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、下記の通りご説明させていただきます。

- ① 前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用割合

*令和5年9月～令和6年2月

- ・訪問介護 25%
- ・通所介護 69%
- ・地域密着通所介護 16%
- ・福祉用具貸与 67%

- ② 前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

*令和5年9月～令和6年2月

	事業者名	占有率
訪問介護	株式会社ドリーム ケアステーションあさがお	41%
	株式会社 セリス オウルケア	31%
	NPO 法人 サザンコアラ	6%
通所介護	つちや社会福祉会ローズヒルケアセンター	82%
	アビリティーズ湘南高村	3%
	サンレジデンス湘南居宅介護サービス(通所介護)	2%
地域密着通所介護	ミモザ株式会社 ミモザ平塚南原ディサービス	38%
	レコードブック湘南真田	21%
	サロンディ桜ヶ丘	14%
福祉用具貸与(販売)	株式会社 IMS 平塚営業所	37%
	株式会社 ニッショウ平塚	16%
	メディケアセンター平塚	15%

